

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年7月まで

平成19年6月に、夫が社会保険事務所（当時）において年金を請求する際、私の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和51年4月から同年7月までの保険料の納付事実が確認できなかった。

私は、A市区町村役場が発行した納付書により、申立期間を含む昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料について、同年9月29日に納付した領収書を所持している。しかし、平成19年12月になって、昭和51年8月5日に国民年金被保険者資格を取得したことを理由に、申立期間の保険料に係る還付請求書が送付されてきた。

このため、申立期間の国民年金保険料が還付され、保険料を納付していない記録となることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「国民年金領収書」によれば、申立人は、昭和51年9月10日にA市区町村役場が発行した納入通知書により、申立期間を含む同年4月から同年9月までの国民年金保険料について、同年9月29日に現年度納付していることが確認できる上、「国民年金自主納付者収滞納一覧表」には、申立期間の保険料を現年度納付した記録も確認できる。

また、オンライン記録により、申立人は、昭和51年8月5日に国民年金に任意加入していることが確認できること、申立人が所持している年金手帳においても、申立期間については、未加入期間とされているにもかかわらず納付書が発行されたものと推認できることから、納付書の発行に係る事務処理に^{かし}瑕疵があった可能性が高く、申立人はそれに基づいて申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えられる。

さらに、本来、当該期間は、未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできず、還付の手続を行うべきところであるが、オンライン記録により、平成19年12月5日になるまで、還付の手続が行われた事実は確認できないことから、申立人が、当該期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、国民年金被保険者資格が無いことを理由として、申立期間の国民年金被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間のうち、平成13年8月から同年11月までを20万円、同年12月から14年3月までを17万円、同年4月から同年7月までを16万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年2月1日から13年8月1日まで
② 平成13年8月1日から15年5月22日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた平成11年2月1日から15年5月22日までの期間について、標準報酬月額が給与支給額と大きく相違していることが判明した。

申立期間について、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、平成13年3月6日付けで、11年2月1日に遡及して訂正され、22万円に引き下げられていることが確認できるほか、申立人を除く、27人（役員8人含む。）についても、13年3月6日付けで遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

また、事業主に照会したところ、申立人は社会保険事務については関与していなかった旨のほか、当時、A社は、経営不振であり、保険料の滞納もあったことから、社会保険事務所の指導のもとに標準報酬月額の遡及訂正処理を行った旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月

額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の随時改定（平成 13 年 8 月 1 日）で 15 万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

2 申立期間②について、B 市区町村が発行した平成 13 年度、14 年度及び 15 年度の住民税課税証明書により、当該期間の報酬月額及び社会保険料控除額に相当する標準報酬月額を算出したところ、当該期間のうち、平成 13 年 8 月から 14 年 7 月までの期間における報酬月額及び社会保険料控除額に相当する標準報酬月額は、それぞれ、オンライン記録における標準報酬月額を上回る額であることが確認できる。

また、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成 13 年 8 月から 14 年 7 月までの期間に係る標準報酬月額については、住民税課税証明書において確認できる社会保険料控除額から、平成 13 年 8 月から同年 11 月までを 20 万円、同年 12 月から 14 年 3 月までを 17 万円、同年 4 月から同年 7 月までを 16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、事業主は、誤った標準報酬月額により届出を行った旨を認めていることから、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、当該期間のうち、平成 14 年 8 月から 15 年 4 月については、前述の住民税課税証明書により確認できる社会保険料控除額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超える額ではないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年8月及び同年9月は53万円、同年10月から4年7月までは44万円、同年8月から5年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から5年3月31日まで

A社における、平成3年8月1日から5年3月31日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。貯金通帳をみると月70万円前後の給与が振り込まれていたことが確認できるので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は53万円、同年10月から4年7月までは44万円、同年8月から5年2月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年3月31日より後の同年7月26日付けで、平成3年8月1日に遡及して訂正され、それぞれ8万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、A社の取締役であった者から、申立人は、申立期間当時、営業・企画部門の役員であり、経営に関する事項や社会保険関係事務には全く関与していない旨、及び経営に関することは、自身や申立人を含む取締役には相談を全くせず、事業主が単独で決定し、社会保険関係についても全く相談を受けたこともないため、申立人も知らないと思う旨の回答が得られた。

また、A社において、申立期間当時、社会保険関係の事務を担当していた者に照会したところ、当該事務は事業主が行っていたとの回答が得られ、これらことから、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった、又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録

訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年8月及び同年9月は53万円、同年10月から4年7月までは44万円、同年8月から5年2月までは53万円に、それぞれ訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額が、17 万円に下がっていることが判明した。

しかし、給与が途中で下がったことはなく、当時、33 万円ないし 36 万円の給与を受け取っていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、17 万円であることが確認できる。

一方、申立人から提出されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（事業所控え）により、事業主が申立人の昭和 54 年 10 月の標準報酬月額の定時決定に係る報酬月額を 32 万円として社会保険事務所に届出し、同額で決定されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 32 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から47年9月までの期間、53年6月から57年3月までの期間及び59年4月から平成元年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和41年1月から47年9月まで
②昭和53年6月から57年3月まで
③昭和59年4月から平成元年6月まで

年金記録を確認したところ、昭和41年1月から47年9月までの期間、53年6月から57年3月までの期間及び59年4月から平成元年6月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

各申立期間については、民生委員をしていた大家さんから、毎年、申請免除の手続をするよう言われていたため、毎年、申請していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされ、申請免除となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳番号から、昭和47年6月28日以降であると考えられることから、この時点では、申立期間①の大半について申請免除の手続を行うことはできない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、昭和49年4月から53年5月まで「法定免除」の記載が確認でき、申立期間②の直前である53年5月に「法免消滅」の記載とともに、53年度から56年度までの過年度保険料に係る納付書が54年から毎年発行されていることが確認できることから、申立期間②について、保険料が未納であったことが推認できる。

さらに、申立人は、出生してから婚姻後数年までA市区町村に居住していたと主張しており、同一市区町村での各申立期間の合計が190月に及んでいることから、行政側の^{かし}瑕疵により、全ての期間の申請免除記録が消失したとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料が申請免除とされていたことを示す関連資料が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料が申請免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から同年12月まで
年金事務所に照会したところ、平成7年3月から同年12月までの期間が未納の記録となっていた。平成7年3月に、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、国民年金の加入手続をA市区町村で行い、申立期間の保険料については、同年4月にB銀行C支店でまとめて納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年3月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を、同年4月にB銀行C支店で納付したと主張しているが、申立期間当時に申立人の居住地を管轄する社会保険事務所(当時)において払い出される国民年金手帳記号は「*」であり、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号「*」以外の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の主張は矛盾している。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿により、申立人は、平成9年4月から同年7月までの期間及び同年11月から10年3月までの期間の国民年金保険料を10年1月28日に現年度納付し、遡って納付が可能であった8年1月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、この時点で、申立期間の大半は時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年7月までの期間、9年4月、11年4月から同年9月までの期間、13年4月、同年5月、14年4月から15年2月までの期間及び同年7月から16年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成2年4月から同年7月まで
②平成9年4月
③平成11年4月から同年9月まで
④平成13年4月及び同年5月
⑤平成14年4月から15年2月まで
⑥平成15年7月から16年2月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和63年4月以降の6か所の期間について、国民年金保険料が未納とされていた。

各申立期間については、4月に、女性が自宅に来て、その女性から「免除申請には行かなくてもいいよ。」と言われたので、その女性が夫婦二人分の国民年金保険料の申請免除手続を行ったはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされ、申請免除となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の申請免除は、被保険者が同手続を行った月の前月から適用されることとなっているところ、オンライン記録によれば、申立人は、各申立期間について、それぞれ平成2年9月28日、9年6月30日、11年11月30日、13年7月11日、15年4月28日に保険料の申請免除手続を行い、その前月から申請免除が適用されていることが確認できることから、各申立期間については、保険料の申請免除手続を行っていなかったものと推認できる。

また、申立人の妻も申立人と同様の記録となっており、各申立期間は国民

年金保険料が未納である。

さらに、申立期間は6期間に及んでおり、オンラインシステムの導入により人的過誤の発生するおそれが減少したとされる時期において、その全ての期間について、行政側の^{かし}瑕疵により申請免除記録が消失したとは考え難い。

加えて、各申立期間の国民年金保険料が申請免除とされていたことを示す関連資料が無く、ほかに各申立期間の保険料が申請免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年7月までの期間、9年4月、11年4月から同年9月までの期間、13年4月、同年5月、14年4月から15年2月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成2年4月から同年7月まで
②平成9年4月
③平成11年4月から同年9月まで
④平成13年4月及び同年5月
⑤平成14年4月から15年2月まで
⑥平成15年7月から同年12月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和63年4月以降の6か所の期間について、国民年金保険料が未納とされていた。

各申立期間については、4月に、女性が自宅に来て、その女性から「免除申請には行かなくてもいいよ。」と言われたので、その女性が夫婦二人分の国民年金保険料の申請免除手続を行ったはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされ、申請免除となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の申請免除は、被保険者が同手続を行った月の前月から適用されることとなっているところ、オンライン記録によれば、申立人は、各申立期間について、それぞれ平成2年9月28日、9年6月30日、11年11月30日、13年7月11日、15年4月28日に保険料の申請免除手続を行い、その前月から申請免除が適用されていることが確認できることから、各申立期間については、保険料の申請免除手続を行っていなかったものと推認できる。

また、申立人は、申立人の夫が国民年金保険料の申請免除手続を全て行っ

たとし、自身は関わっていなかったのでは分らないと主張しているところ、申立人の夫も申立人と同様の記録となっており、各申立期間は保険料が未納である。

さらに、申立期間は6期間に及んでおり、オンラインシステムの導入により人的過誤の発生するおそれが減少したとされる時期において、その全ての期間について、行政側の^{かし}瑕疵により申請免除記録が消失したとは考え難い。

加えて、各申立期間の国民年金保険料が申請免除とされていたことを示す関連資料が無く、ほかに各申立期間の保険料が申請免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の各申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月及び同年 8 月
② 昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 10 月
④ 昭和 60 年 2 月及び同年 3 月
⑤ 昭和 63 年 5 月から平成元年 2 月まで
⑥ 平成元年 6 月から 2 年 11 月まで
⑦ 平成 9 年 8 月から同年 10 月まで
⑧ 平成 9 年 12 月から 10 年 11 月まで

年金事務所に国民年金の納付記録を照会したところ、各申立期間については、国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。

私は会社を辞めて次の仕事に就くまでの間、国民健康保険と国民年金に同時に加入するために、A市区町村役場へ行き、窓口で国民年金保険料を納付した記憶がある。

このため、各申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた会社を退職後、A市区町村役場において、国民年金の加入手続を行い、各申立期間の保険料をその都度納付したと主張しているところ、申立人には、現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号番号の払出し以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、各申立期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することができない。

また、申立人は、会社を辞め、次に就職するまでの間は国民健康保険と国民年金に同時に加入していたとして申立てしているが、A市区町村役場保険

年金課に申立人に係る国民健康保険加入履歴を照会したところ、平成19年6月1日資格取得、同年12月2日資格喪失の記録以外に国民健康保険に加入した履歴は無いとの回答が得られた。

さらに、申立人は、各申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはなく、A市区町村役場の窓口で、1か月単位で納付書によらず現金で納付したと主張しており、各申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらないこと、及び申立人は平成3年7月にB市区町村からC市区町村に住所地を変更しているため、申立期間⑦及び⑧については、A市区町村役場では保険料を納付することができないことから、各申立期間の保険料をすべてA市区町村役場で納付したとする申立人の主張は信憑性に欠ける。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 63 年 3 月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和 58 年 8 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間については、A 市区町村で働いており、国民年金の加入手続を行い、毎月、郵便局又は銀行で保険料を納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の被保険者の国民年金手帳記号番号から平成 4 年 6 月以降と考えられることから、加入時点において、申立期間については、時効により保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録により、申立人については、平成 4 年 7 月 20 日に、申立期間の国民年金被保険者資格記録が追加されていることが確認できることから、申立期間当時には、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料について、A 市区町村の郵便局又は銀行で、毎月、保険料を納付していたと主張しているところ、仮に、申立期間当時に国民年金の加入手続を行った場合、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出される国民年金手帳記号は「*」であるが、この記号による国民年金手帳が払い出された形跡が見当たらず、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していないため、保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 12 日から 45 年 6 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 44 年 7 月 12 日から 45 年 6 月 1 日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

昭和 44 年 7 月に入社したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、A社において、昭和 44 年 7 月 2 日に雇用保険の被保険者資格を取得し、45 年 5 月 29 日に離職している旨の回答が得られた。

一方、A社に照会したところ、申立人に係る人事記録等が保管されていないことから、申立人の雇用形態、勤務期間等については不明としているものの、正社員であれば社会保険に入っていたはずであり、約 1 年にもわたり加入漏れとなっている者はいないと思う旨の回答が得られた。

また、A社が加入していたB厚生年金基金に、申立人の加入記録について照会したところ、加入記録は無い旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、存命中で連絡先の判明した一人に照会したところ、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況については分からない旨の証言が得られた。

加えて、i) 申立人と同じ昭和 45 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した 7 人のうち、連絡先の判明した 5 人、ii) 申立人が名前を挙げた同僚と同じ 44 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した 54 人のうち、申立期間に被保険者資格を有し、連絡先の判明した 25 人、iii) 申立期間の始期である同年 7 月に被保険者資格を取得した 14 人のうち、申立期間に被保険者資格を有し、連絡先の判明した男性の同僚 6 人の計 36 人に照会したところ、24 人から回答が得られ

たものの、申立人の申立期間における厚生年金保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月1日から12年1月15日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、大幅に引き下げられていることが判明した。

私は、A社の代表取締役で、平成11年6月の同社の経営破綻に伴い、他の役員と共に同年同月以降の報酬を返上したものの、それまでと同額の厚生年金保険料を納付していたのは確かであり、この処理には納付できないので、申立期間の標準報酬月額について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、申立人が平成12年1月15日に被保険者資格を喪失した後の同年1月21日付けで、11年7月1日に遡及して訂正され、24万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖事項全部証明書により、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立期間当時、A社が社会保険料を滞納していたか否かについては、申立人は不明としており、閉鎖事項全部証明書において名前が確認できる申立期間当時の同社の役員からも、具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間当時、申立人は、報酬を返上していたが、標準報酬月額59万円に見合う厚生年金保険料を継続して納付していたと主張しており、役員のうち一人からも、申立人の主張と同様の証言が得られたものの、これを確認できる資料は無い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年

金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年10月10日から19年1月4日まで
② 昭和19年1月4日から34年5月10日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和18年10月10日から19年1月4日までの期間及びB社に勤務していた同年1月4日から34年5月10日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和18年10月10日にA社に入社した後、19年1月4日にB社へ異動し、34年5月10日まで勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社からは、当時の資料が残っておらず、申立人の当該期間に係る勤務状況については確認できない旨の回答が得られた。

2 申立期間①について、A社は、昭和25年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間には厚生年金保険は適用されていない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社が適用事業所に該当した昭和25年5月1日に申立人の名前は無いほか、同日に被保険者資格を取得した41人のうち、連絡先が確認できた7人に照会したところ、6人から回答が得られたものの、申立人の当該期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入について具体的な証言は得られなかった。

3 申立期間②について、申立人が名前を挙げた5人のうち、4人については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前を確認することができるものの、うち2人は既に他界しているほか、残る2人の連絡先も不明の

ため、当時の状況を確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録には、申立人及び申立人が一緒にA社から異動したとして名前を挙げた同僚の名前は無い。

さらに、当該期間中にB社に勤務していた者のうち、連絡先が確認できた4人に照会したところ、3人から回答が得られ、そのうち、昭和30年に入社し事務担当者であった1人から、申立人の名前に記憶は無い旨の回答が得られた。

加えて、上記回答の得られた事務担当者から、申立人が、退職時まで勤務していたとして名前を挙げた同僚3人のうち、1人について、昭和30年には既にB社を退職し、自分自身でC業を行っていた旨の証言が得られた。このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 37 年 5 月 25 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 市区町村にあった B 社に勤務していた昭和 33 年 6 月 1 日から 37 年 5 月 25 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

閉鎖商業登記謄本により、申立人が主張する所在地に「B社」が存在していたことが確認できるものの、オンライン記録による「B社」及び類似する名称の厚生年金保険の適用事業所の検索結果では、申立人が主張する所在地に該当する事業所は無い。

また、申立人が名前を挙げた申立期間当時の事業主は他界している上、その家族も連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

さらに、申立人は、当時の同僚として4人の名前を挙げているものの、名字のみの記憶しかなく、詳細が不明であるため、申立人の勤務実態等について、照会することができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 6 月 1 日まで
年金事務所で年金記録を確認したところ、C協同組合に勤務していた期間のうち、昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 6 月 1 日までの期間について、加入記録が無いことが判明した。

申立期間について、C協同組合に勤務していたので、A共済組合の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人がC協同組合に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。

一方、A共済組合が保管している申立人に係る組合員資格取得届及び組合員資格喪失届により、申立人の申立事業所における共済組合員資格取得日は昭和 43 年 6 月 1 日、同喪失日は 45 年 3 月 31 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、C協同組合に照会したところ、申立期間当時の資料は全て処分されており、申立人の共済組合員資格の取得状況等については不明である旨の回答が得られた。

さらに、C協同組合において、申立人と同じ昭和 43 年 6 月 1 日にA共済組合員資格を取得した同僚 5 人及び申立期間に同共済組合員資格を有していた同僚 7 人の計 12 人に照会したところ、8 人から回答があり、うち 4 人については資格取得日と自身が証言する勤務開始日が大きく相違している上、そのうちの 1 人から、自身も申立人と同様に 41 年 4 月から勤務していたが、資格取得日は 43 年 6 月 1 日となっており、後に先輩から、当時、採用後すぐには同共済組合に加入できない旨の話を聞いたことがあるとの証言が得られた。

加えて、上記回答のあった同僚のうち、前述の証言が得られた同僚とは別の同僚二人から、申立人の申立期間における雇用形態はアルバイトであった旨の

証言が得られた。

このほか、申立人は申立期間に係る共済組合員長期掛金を、B団体により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における掛金の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人がA共済組合員として申立期間に係る掛金をB団体により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 8 月 23 日まで
② 昭和 46 年 11 月 21 日から 47 年 2 月 10 日まで
年金事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、A社において勤務していた昭和 46 年 4 月 1 日から同年 8 月 23 日までの期間及び同年 11 月 21 日から 47 年 2 月 10 日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。大学がほぼ 1 年間にわたりロックアウトとなり、ロックアウト期間中はずっと社会勉強のためA社が経営する飲食店に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社における被保険者資格記録は無い旨の回答が得られた。

また、A社は、平成 15 年 3 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の代表者も既に他界している上、全喪時の代表者は、連絡先不明のため、申立期間当時の状況について照会できない。

さらに、i) 申立期間①の始期と同時期に被保険者資格を取得し、その後申立期間②を通して被保険者資格を有する男性、ii) 申立人と同時期に被保険者資格を取得し、その後申立期間②を通して被保険者資格を有する男性、iii) 昭和 46 年 4 月から同年 9 月までに被保険者資格を取得し、申立人と同時期に被保険者資格を喪失している男性のうち、存命中で連絡先の判明した者合計 19 人に照会したところ、1 人から、申立人が、勤務していた旨の回答が得られたものの、申立人の勤務期間については記憶が無いとのことであり、申立期間における申立人の勤務実態を確認できない。

加えて、同僚一人から、自身について、半年程度は勤務した記憶があるが、年金記録は 2 か月となっており、勤務期間と記録が一致していない旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。